

第2回
竹原市空き家等対策協議会
議事録（概要版）

日時：令和2年11月5日（木）

15:00～16:00

場所：竹原市人権センター1階 会議室

竹原市建設部都市整備課

○ 次 第

- 1 開会
- 2 新委員紹介
- 3 議事
 - (1)空き家対策総合支援事業について（報告）
 - (2)特定空家等の認定について
 - (3)今後のスケジュールについて
- 4 その他
 - (1)竹原市空き家バンク制度について
- 5 閉会

○ 出席者（11名）

橋本 清勇 委員	杉田 求 委員
平原 幹生 委員	増谷 昌則 委員
大本 淳 委員	三藤 芳輝 委員
藤原 美樹 委員	寺迫 和磨 委員
安部 文明 委員	佃 義晴 委員
新谷 昭夫 委員	

○ 欠席者（1名）

佐渡 泰 委員

○ 事務局

影田 建設部長 大田 建設部参事
西吉 都市整備課長

《事務局庶務 都市整備課住宅建築係》

脇 係長 大庭 主任技師
中川 主任技師

《産業振興課観光振興係》

道面 主任主事

1 開会

2 新委員紹介

自治会連合会 橋本委員に変更

3 議事

(1) 空き家対策総合支援事業について

事務局（資料1について説明）

空き家対策総合支援事業の進捗状況について説明

(2) 特定空家等の認定について

事務局（資料2について説明 参考資料は非公表）

特定空家認定候補について説明 ⇒ 異議なし

今後、所有者の対応状況により、『特定空家』へ認定する。

<質疑応答内容>

（委員A）

認定候補の12件の所有者調査は行われていますか？

（事務局）

所有者調査は、既に実施しています。

（委員A）

認定候補12件以外の取組については、どのように考えていますか？

（事務局）

相談を受けている案件もあり、来年度以降も特定空家の認定に向けて取組む予定です。

（委員B）

危険な空き家の所有者に固定資産税がかかるタイミングはいつになりますか？

（事務局）

特定空家認定後、勧告の段階で固定資産税の特例が外れます。

（委員B）

所有者が死亡し、空き家を活用する場合に相続人が不明のため事業を進めることが出来ないケースがあり、事業者にも所有者の情報など開示できませんか？

（事務局）

税法上所有者の情報を開示することは、現段階ではできません。

（委員C）

土地については公共事業であれば、法務局で相続調査することができます。建物については、相続登記の義務化に向けて今後議論していく予定です。

(委員D)

防犯上や危険防止の観点から立入禁止措置等はできませんか？

(事務局)

建物は個人財産であるため、敷地に立入して措置をすることはできません。道路等にカラーコンを設置し危険個所を周知することは可能です。

(委員A)

認定候補12件について、自治会と連絡していますか？

(事務局)

現段階では、連絡していません。

(委員A)

自治会でも対応出来ることがあると思われるので、一つの手段として連携を考えて下さい。

(事務局)

わかりました。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局（資料3について説明）

今後のスケジュールについて説明

<質疑応答内容>

(委員E)

指導・助言・勧告までで留まらず、今後、略式代執行するつもりで作業・手順を検討しておいてください。

(事務局)

所有者の状況により、検討しながら進めていきます。

4 その他

(1) 空き家バンク制度について

事務局（資料4について説明）

<質疑応答内容>

(委員A)

広報等で空き家バンクに登録されなかった物件や売れ残っている物件の特徴について記載していますか？

(事務局)

記載していません。

(委員A)

空き家バンクへの登録を考えている方には、その情報は有益な情報になります。空き家バンクに登録されなかった物件や売れ残る物件の特徴なども固定資産税のチラシや広報

等で伝えていくことが大事だと思います。

(委員F)

空き家バンク、空き家支援制度やUターンやIターンなどの移住施策等のリンクはどのようになっていますか？

(事務局)

HPの空き家バンクのページから個別の物件の紹介、空き家支援制度の紹介ができるようにリンクし、移住を検討している方が、わかりやすくしています。

5 閉会